

経営事項審査の手引き(平成 28 年 6 月 1 日版)の修正と補足について

- 経営事項審査の手引き(平成 28 年 6 月 1 日版)の修正と補足について、お知らせいたします。手引きと合わせてご覧いただき、経営事項審査の申請をしてください。

1 修正事項 ※下線部が修正箇所です。

修正箇所	現在の記述	修正後の記述
P 10 (3) 証明書について	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の副本を持って(代理人〔行政書士〕の場合委任状も必要)、建設業課横浜駐在所事務所担当までお越しください。	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の副本(コピーでも可)を持って、建設業課横浜駐在所事務所内の証明書発行窓口までお越しください。
P 39 「工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高」の記載例		完成工事高計算表、元請完成工事高計算表に記載されている数字の 0 を削除

2 P 41「完成工事高及び元請完成工事高の積み上げ(加算)について」の補足事項

- 経営事項審査の経過措置期間(平成 28 年 6 月 1 日～平成 31 年 5 月 31 日)に限り、平成 28 年 6 月 1 日の時点で、とび・土工工事業の許可を有している者が行った解体工事の完成工事高については、その者が解体工事業の許可を受けていない場合でも、建築一式工事の完成工事高に含めることができます。
- 解体工事の完成工事高を建築一式工事に積み上げを行う場合
解体工事の工事経歴書の添付が必要です。(法施行前のとび・土工から、とび・土工を切り分けた解体工事の工事経歴書※)
- とび・土工・コンクリート工事の完成工事高の積み上げを行う場合
新とび・土工の工事経歴書の添付が必要です。(法施行前のとび・土工から、解体工事を切り分けたとび・土工の工事経歴書※)

※工事経歴書は、経営事項審査受審者用記載要領に従って作成してください。

(P 69～P 71 参照)